

新規許可申請 の記入例

全ての申請について、共通の様式です。

事業計画等審査願

(あて先)

令和〇〇年△△月××日

滋賀県知事

申請者

住所(法人にあっては、主たる事業所の所在地)

滋賀県では事前協議制度を導入しています。
書類が整ったら、受付窓口原則、郵送してください。(来庁される場合は、事前に日時を調整してください。)
おって、書類の補正が必要な部分を連絡します。連絡用にFAX番号も記入願います。
補正資料ができたなら、担当者と日程調整の上、来庁もしくは郵送により、資料の差し替え等を行い、申請手数料を納めて、本申請となります。

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

氏名(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

株式会社 適正処理産業

代表取締役 滋賀 一郎

電話番号 077-528-0000

FAX番号 077-528-XXXX

滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱第6条第1項の規定により、下記の許可もしくは指定の申請または届出について、関係書類を添えて提出します。

記

1 協議する許可もしくは指定の申請または届出(該当条項を○で囲んでください。)

区 分		収集運搬業	収集運搬業 (積替保管を含む。)	中間処理業	最終処分業
産業廃棄物 処理業	新規許可	法第14条第1項	法第14条第1項	法第14条第6項	法第14条第6項
	変更許可	法第14条の2第1項	法第14条の2第1項	法第14条の2第1項	法第14条の2第1項
	更新許可	法第14条第2項	法第14条第2項	法第14条第7項	法第14条第7項
	変更届		法第14条の2第3項 において準用する法 第7条の2第3項	法第14条の2第3項 において準用する法 第7条の2第3項	法第14条の2第3項 において準用する法 第7条の2第3項
特別管理 産業廃棄物 処理業	新規許可	法第14条の4第1項	法第14条の4第1項	法第14条の4第6項	法第14条の4第6項
	変更許可	法第14条の5第1項	法第14条の5第1項	法第14条の5第1項	法第14条の5第1項
	更新許可	法第14条の4第2項	法第14条の4第2項	法第14条の4第7項	法第14条の4第7項
	変更届		法第14条の5第3項 において準用する法 第7条の2第3項	法第14条の5第3項 において準用する法 第7条の2第3項	法第14条の5第3項 において準用する法 第7条の2第3項

産業廃棄物 処理施設	設置許可	法第15条第1項
	変更許可	法第15条の2の6第1項

再生利用業	新規指定	省令第9条第2号
		省令第10条の3第2号
	変更指定	細則第17条第1項

2 現有する許可等の内容

許可(指定)年月日		許可(指定)番号	
許可(指定)の有効年月日			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

（特管許可申請も同様に記入）

令和〇〇年 △△月 ××日

申請書第1面の申請者欄に記載されたとおり許可証に許可業者情報を記載します。

本申請の提出時に日付を記入してください。

（あて先）
滋賀県知事

申請者（〒 520 - 8577）

法人の場合は、法人の登記事項証明書に記載されている本店住所、名称、代表者の氏名を記入してください。
個人の場合は、住民票の写しに記載されている住所、氏名を記入してください。また、屋号の許可証への記載を希望される場合はカッコ書きで記入してください。

住 所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

株式会社 適正処理産業

氏 名 代表取締役 滋賀 一郎
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 077-528-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

1. 汚泥（無機性汚泥に限る）
2. 廃油（タールピッチ類を除く）
3. 廃プラスチック類
4. 紙くず
5. 木くず
6. 繊維くず
7. ゴムくず
8. 金属くず
9. ガラスくず
10. がれき類
11. ばいじん

・取り扱う産業廃棄物の種類をすべて記入してください。
・ガラスくずとは、「ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず」です。
・がれき類とは、「工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物」です。

取り扱う産業廃棄物の内容における石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物および水銀含有ばいじん等の有無について、「含む」「除く」いずれかに○をしてください。

『石綿含有産業廃棄物を(含む)・除く』
『水銀使用製品産業廃棄物を(含む)・除く』
『水銀含有ばいじん等を(含む)・除く』 以上 11項目
事業の区分：積替え・保管を含まない

事務所及び事業場の所在地
実際に事業を行っている場所（駐車場含む）・連絡先を記入してください。

事務所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
電話番号 077-528-△△△△
事業場 滋賀県草津市草津三丁目14-75
電話番号 077-528-△△△△

事業の用に供する施設の種類及び数量

様式第六号の二（第九条の二関係）（第2面）のとおり

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

余 白

※ 事 務 処 理 欄

許可を取得された事業者の産業廃棄物処理業者一覧への掲載について

掲載を希望しない

変更許可申請書（第2面）とは様式が異なりますので注意してください。

（第2面）

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合は申請年月日）	都道府県・市区名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
<p>氏名を記入し、ふりがなを付してください。 外国人の方で通称名がある場合は併記してください。 本籍、住所欄は「住民票の写しのとおり」でかまいません。 先行許可証提出の場合は、本籍、住所も必ず記載してください。</p>		
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
かぶしがいしゃ てきせいしよりさんぎょう 株式会社 適正処理産業		登記事項証明書のとおり
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
<p>氏名を記入し、ふりがなを付してください。 外国人の方で通称名がある場合は併記してください。 先行許可証提出の場合は、本籍、住所も必ず記載してください。 なお、役員欄が足りない場合には必要な記載事項を別紙に記載するか、本第2面を追加して使用してください。</p>		
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
しが いちろう 滋賀 一郎	昭和20年10月15日 代表取締役	住民票の写しのとおり 住民票の写しのとおり
しが たろう 滋賀 太郎	昭和45年9月10日 取締役	住民票の写しのとおり 住民票の写しのとおり
おおつ りゅういち 大津 隆一	昭和23年2月12日 監査役	埼玉県さいたま市五関2丁目□番△号 滋賀県大津市御陵町○番△号

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、**合資会社等出資制度のある法人の場合には必ず記入してください。**あるとき）

発行済株式の総数	2000株		出資の額	円
(ふりがな)氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所
しが いちろう 滋賀 一郎	昭和20年10月15日	1000株	住民票の写しのとおり	
		50%	住民票の写しのとおり	
しが はなこ 滋賀 花子	昭和26年3月25日	300株	住民票の写しのとおり	
		15%	住民票の写しのとおり	
しが たろう 滋賀 太郎	昭和45年9月10日	200株	法人については、本籍欄は空欄にし、住所欄に本店所在地を記入してください。	
		10%		
かぶしがいしやおつさんぎょう 株式会社大津産業		300株		
		15%	登記事項証明書のとおり	
かぶしがいしやしがしょうじ 株式会社滋賀商事		200株		
		10%	登記事項証明書のとおり	

氏名を記入し、ふりがなを付してください。
 外国人の方で通称名がある場合は併記してください。
 先行許可証提出の場合は、本籍、住所も必ず記載してください。
 なお、欄が足りない場合には必要な記載事項を別紙に記載するか、本第3面を追加してください。

令第6条の1

(ふりがな)氏名	工場の長	本	籍
	役職名・呼称	住	所
おうみ とおる 近江 徹	昭和30年8月9日	住民票の写しのとおり	
	滋賀工場長	住民票の写しのとおり	

申請者の政令で定める使用人について氏名を記入し、ふりがなを付してください。
 外国人の方で、通称名がある場合は併記してください。
 先行許可証提出の場合は、本籍、住所も必ず記載してください。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画等審査願提出時には、「滋賀県収入証紙」を貼付しないでください。

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

（例）

- ・滋賀県内の建設工事から発生する建設汚泥を排出事業者が指定する産業廃棄物処分業者の中間処理施設まで運搬する。
- ・自動車整備で発生する廃エンジンオイルを排出事業者が指定する産業廃棄物処分業者の中間処理施設まで運搬する。
- ・滋賀県内の家屋の解体工事から発生する建設系廃棄物を排出事業者が指定する産業廃棄物処分業者の中間処理施設まで運搬する。

汚泥および廃油について、限定条件ご

予定排出事業場または運搬先の所在地が滋賀県内であることが必要です。

2. 取り扱（特別管理）産業廃棄物の種類及び性状等

（特別管理）産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業者の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地（処分場の名称及び所在地）
1 汚泥（無機性汚泥に限る）	10t/月	泥状	〇〇建設(株) 滋賀県内		(株)〇〇興業 滋賀県△△市××町□番〇号
2 廃油（タールピッチ類を除く）	1t/月	エンジンオイル	(株)〇〇自工 □□県〇〇市△△町×丁目□番△号	直送の場合は記入不要です。	(株)△△環境 滋賀県××市□丁目〇番△号
3 廃プラスチック類	10t/月	家屋の解体工事で発生する産業廃棄物	(株)〇〇土建 滋賀県内		××産業(株) 〇〇県□□市××町△番
4 紙くず	3t/月		同上		同上 滋賀県外へ運搬する場合は、「排出事業者の指定する県外の産業廃棄物処分業者」の記載も可能です。
5 木くず	20t/月		同上		
6 繊維くず	2t/月		同上		
7 ゴムくず	1t/月		同上		
8 金属くず	8t/月		同上		
9 ガラスくず	5t/月		同上		
10 がれき類	20t/月		同上		

産業廃棄物が排出される場所を記入してください。排出場所が特定できない場合は、市町名または滋賀県内としてください。

・ガラスくずとは、「ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず」です。
・がれき類とは、「工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物」です。

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

（例）

- ・滋賀県内の家屋の解体工事から発生する建設系廃棄物を排出事業者が指定する産業廃棄物処分業者の中間処理施設まで運搬する。
- ・建設系廃棄物のうち石綿含有産業廃棄物は、最終処分場まで運搬する。
- ・(株)〇〇で発生する廃蛍光灯を排出事業者が指定する産業廃棄物処分業者へ運搬する。
- ・(株)△△の〇〇〇〇（場所、施設等）から発生するばいじん（水銀含有ばいじん等）を排出事業者が指定する産業廃棄物処分業者へ運搬する。

2. 取

- ・水銀使用製品産業廃棄物については、対象となる水銀使用製品の名称を記入してください。
- ・水銀含有ばいじん等については、発生工程を簡潔に記入してください。その際、特別管理産業廃棄物に該当しないことがわかるようにしてください。

の 種 類	はm ³ /月)		名称及び所在地	積替え又は保管場所の所在地	及び所在地)
1 廃プラスチック類 （石綿含有産業廃棄物を含む）	10t/月	生 家 す 屋 る の 産 解 業 体 廃 工 棄 事 物 で 発	(株)〇〇土建 滋賀県内		(株)□□センター 滋賀県〇〇市△△町× 番〇号
2 ガラスくず（石綿含有産業廃棄物を含む）	10t/月		同上		同上
3 がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）	10t/月		同上		同上
4 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物）	1t/月	蛍 光 ラ ン プ	株式会社〇〇 滋賀県△△市□ □町×丁目〇番△ 号		排出事業者の指定する 県外の産業廃棄物処分 業者
5 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物）			同上		同上
6 ガラスくず（水銀使用製品産業廃棄物）			同上		同上
7 ばいじん （水銀含有ばいじん等）	1t/月	固体	株式会社△△ 滋賀県□□市× ×町〇丁目△番□ 号		同上
8					
9					
10					

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号又は 車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	車検証のとおり	滋賀 100 え 4444	車検証のとおり	車検証のとおり	①新・継・廃
2	車検証のとおり	滋賀 100 え 4445	車検証のとおり	車検証のとおり	①新・継・廃
3	ダンプ	滋賀 100 い 2222	車検証のとおり	車検証のとおり	①新・継・廃
4	塵芥車	滋賀 800 い 40	2,000	(株)適正処理産業	①新・継・廃
5			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 該当箇所に○をしてください。 ・新規許可申請の場合、全て「新」 </div>		新・継・廃
6					新・継・廃
7					新・継・廃
8					新・継・廃
9					新・継・廃
10					新・継・廃
事務所の所在地		滋賀県〇〇市〇〇町… (本社)、滋賀県△△市△△町… (△△事務所)			
駐車場の所在地		滋賀県××市××町… (××事業場)、滋賀県◎◎市◎◎町… (◎◎駐車場) ※ 付近の見取図を添付すること。			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
ドラム缶	汚泥、廃油、ばいじん	200ℓ			
フレコンバッグ	石綿含有産業廃棄物	1 m ³			
廃蛍光ランプ専用容器	水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光ランプ)	0.1 m ³			

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

(例1) 運搬車両一覧の1番～3番

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類、ばいじん

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む)

4番

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず

(石綿含有産業廃棄物は除く)

(例2) トラック

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類、ばいじん

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む)

一般的にトラックと称されるものは、まとめて表記しても可

塵芥車

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず

(石綿含有産業廃棄物は除く)

(2) 収集運搬業務を行う時間

(例)

8時～17時（休憩 1時間）

(3) 休業日

(例)

日曜、国民の祝日、年末年始（12月28日～1月3日）

従業員数内訳

令和〇〇年△△月××日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で定める第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	1人	0人	1人	4人	0人 (4人)	0人	9人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・飛散防止のため荷台にはシート掛けを行う。
- ・汚泥、廃油はドラム缶に収納したものを固定する。
- ・石綿含有産業廃棄物は、破碎することがないような方法で、かつ、他の廃棄物と混ざらないようにフレコンバッグに入れて運搬する。また、石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、二重こん包のまま運搬するなど、石綿含有産業廃棄物は「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」に則り運搬する。
(塵芥車では運搬しない)

これ以外にも、取り扱う廃棄物の性質等に応じて考慮する点を記入してください。(例：動植物性残さ等の腐敗物であれば悪臭の防止、引火性廃油であれば高温にさらされることの防止など)

石綿含有産業廃棄物は、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないよう他の物と区分して収集・運搬することとされており、使用する容器や具体的な運搬方法を記入してください。

なお、石綿含有けい酸カルシウム板第1種が切断・破碎されて廃棄物となったもの、除去時に用具又は器具等に付着した石綿含有廃棄物等は石綿含有廃棄物の中でも収集・運搬等の処理の過程における石綿の飛散性が比較的高いと考えられるため、基準で求める飛散流出の防止措置として、フレキシブルコンテナや十分な強度を有するプラスチック袋等に梱包して廃棄物の露出がないようにすることが必要です。

- ・廃蛍光ランプ（水銀使用製品産業廃棄物）は、破碎することが無く、かつ他の廃棄物と混ざらないように、廃蛍光ランプ専用容器に入れて運搬する。

水銀使用製品産業廃棄物は、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないよう他の物と区分して収集・運搬することとされており、使用する容器や具体的な運搬方法を記入してください。

- ・ばいじん（水銀含有ばいじん等）は、ドラム缶に入れ、運搬する。

使用する容器や具体的な運搬方法を記入してください。

なお、水銀は常温で揮発することに鑑み、水銀含有ばいじん等が金属水銀として含まれる場合は、当該水銀含有ばいじん等の性状を踏まえて必要に応じ、蓋付の容器入れる、二重に梱包する、シートで覆う等、運搬中に揮発した水銀が運搬容器または梱包から漏れることのないような措置を検討してください。

また、高温下では水銀の揮発が促進されるため、高温にさらされないために必要な措置を講じてください。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

余 白

運搬車両の写真

自動車登録番号又は 車両番号	滋賀100え4445
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の前面（真正面）を撮影すること。・ナンバープレートが確認できること。 <div data-bbox="293 725 1367 887" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">・カラー写真を貼付してください。・自動車登録番号等が明瞭に識別できるよう撮影してください。・トラクタは前から、トレーラは後から撮影し、自動車登録番号が識別できるようにしてください。</div>
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の側面（真横）を撮影すること。・名称等の車体の表示が確認できること。 <div data-bbox="601 1086 1410 1274" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">・カラー写真を貼付してください。・運転手側、助手席側いずれか一方のみ撮影し、車全体が写るようにしてください。・運搬車に必要な表示が確認できるようにしてください。</div> <div data-bbox="410 1375 1339 1637" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。</p><p>車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p></div> <div data-bbox="386 1948 849 2011" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">撮影年月日を記入してください。</div> <div data-bbox="932 1948 1005 2011" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">撮影</div> <div data-bbox="1197 1966 1468 2000" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">年 月 日</div>

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	ドラム缶	用途	廃油、汚泥、ばいじん
<p data-bbox="547 309 1453 356">・カタログ写真は不可としています。</p> <p data-bbox="285 539 408 568">注意事項</p> <ul data-bbox="293 580 887 609" style="list-style-type: none">・容器等の全体が写るように撮影すること。			
<p data-bbox="352 954 815 1005">撮影年月日を記入してください。</p>		撮影	年 月 日

運搬容器等の名称	フレコンバッグ	用途	石綿含有産業廃棄物
<p data-bbox="528 1272 1433 1319">・カタログ写真は不可としています。</p> <p data-bbox="309 1503 432 1532">注意事項</p> <ul data-bbox="319 1552 892 1581" style="list-style-type: none">・容器等の全体が写るように撮影すること。			
<p data-bbox="352 1921 815 1973">撮影年月日を記入してください。</p>		撮影	年 月 日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

内 訳		金 額 (千円)
事業の開始に要する 資金の総額		25,000
	土 地	10,000
	事 務 所	5,000
	収集運搬車両	10,000
調 達 方 法	自 己 資 金	15,000
	借 入 金	10,000
	〇〇銀行〇〇支店	5,000
	△△銀行△△支店	5,000
	そ の 他	
	増 資	

既に、建設業、運送業または（他の自治体における）産業廃棄物収集運搬業を営んでいるなどの事情により、本県許可による産業廃棄物収集運搬業を営む基礎を有している場合は、「既に〇〇業を営んでおり、既存の施設を利用するため、事業の開始に際して新たな資金を必要としません。」と記入してください。

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
令和〇〇年△△月××日現在			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	当座預金	2件	5,000
有価証券	株式	1,000株	100
未収入金	建設業売上げ	2件	200
売掛金	不動産売却	1件	300
受取手形			
土地	宅地、事業用地	3,000㎡	30,000
建物	事務所、車庫	各1棟	10,000
備品			
車両	収集運搬車両、自家用車	2台	10,000
その他	当座預金	2件	5,000
	株式	1,000株	100
資 産 計			60,700
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金	銀行借入	2件	5,000
短期借入金	銀行借入	1件	1,000
未払金	給与	1件	3,000
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			9,000

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年△△月××日

本申請の提出時に日付を記入してください。

(あて先)

滋賀県知事

申請者

住 所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

氏 名 株式会社 適正処理産業

代表取締役 滋賀 太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

新規許可申請の場合は、先の書類に加え、次の添付資料が必要です。

自動車検査証の写しまたは自動車検査証記録事項の写し		
車両の使用権原を有することを証する書類		
事務所（住所・本店を含む）および事業場（駐車場を含む）所在地付近の見取図		
講習会（収集運搬課程）の修了証の写し		
法人	直前3年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表	先行許可証の提出がある場合、これらの書類は省略できます
	直前3年分の法人税の納税証明書（その1）（税務署発行）	
	定款または寄付行為	
	法人の登記事項証明書	
	役員の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	
	役員の登記されていないことの証明書 注	
	5%以上の株主または出資者の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）【法人の場合は登記事項証明書】	
	5%以上の株主または出資者の登記されていないことの証明書 注	
個人	政令で定める使用人の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	先行許可証の提出がある場合、これらの書類は省略できます
	政令で定める使用人の登記されていないことの証明書 注	
	直前3年分の所得税の納税証明書（その1）（税務署発行）	
	直前3年分の確定申告書第一表および第二表（修正申告書にあっては、第一表および第五表）の写し	
	申請者の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	
	申請者の登記されていないことの証明書 注	
	申請者が未成年者の場合は、法定代理人の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）【法定代理人が法人の場合は、その法人の登記事項証明書、その法人の役員の住民票の写し】	
	法定代理人の登記されていないことの証明書【法定代理人が法人の場合は、その法人の役員の登記されていないことの証明書】 注	
個人	政令で定める使用人の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	先行許可証の提出がある場合、これらの書類は省略できます
	政令で定める使用人の登記されていないことの証明書 注	

* 先行許可証の提出をする場合、「先行許可証の提出に係る申立書」を添付してください。

* このほか、申請書の内容の確認や審査のため、追加書類を求められることがあります。

詳細は許可の申請に必要な書類一覧を確認してください（p. 18～23）。

注：「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。（p. 20㉔、p. 21㉕参照）

書類が全て整ったら、原則、郵送で提出してください。（来庁される場合は、事前に日時を調整してください。）

おって、書類の補正が必要な部分を連絡します。

連絡用にFAX番号を事業計画等審査願に記入願います。

補正資料ができれば、担当者と日程調整の上、来庁もしくは郵送により、資料の差し替え等を行い、申請手数料を納めて、本申請となります。